

特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市駿河区東静岡2丁目5番6号 i-TOWER 東静岡1Fに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害者とその家族、支援者、関係者を含む、広く県民に対して、相続、遺言、家族信託等の準備情報を、相談会、講演会、セミナー等の活動を通じてますます進む高齢化社会において予防、解決の知識を広く普及させ、安心・安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 生前契約に関する家族信託・セミナー開催・紹介・事務処理支援及び検証事業
- (2) 高齢者等の権利擁護・財産管理等の支援事業
- (3) 相続・遺言・成年後見、その他に関する士業・専門家紹介
- (4) 相続等による空き家に関する相続、専門家紹介
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正社員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 1. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

2. 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は総会において別に定める入会金及び会費を納付しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 1. この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人
2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 1. 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 1. 理事長はこの法人を代表しその業務を総理する。

2. 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3. 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその業務を代行する。

4. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5. 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3. 補欠のため又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4. 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅延なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 1. この法人に事務長その他の職員を置く。
2. 職員は理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(機能)

- 第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する事項

(開催)

- 第24条 1. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
2. 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した署名をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第25条 1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 1. 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2. 総会の議事は、この定款で定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところにする。

(表決権等)

第29条 1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 1. 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 3. 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 1. 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による招集があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第37条 1. 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(表決権等)

第38条 1. 各理事長の表決権は平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1条第2号の適用については理事会に出席したものとする。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収益
- (5) 事業に伴う収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て理事長が別に決める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 1. この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、理事長が作成し監事の監査を受け、毎事業年度終了後3か月以内に総会の承認を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ法第25条第3項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければならない。

(解散)

第51条 1. この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産手続き開始の決定による解散を除く)したとき残存する財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから総会において選定した法人に譲渡する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分3以上の議決を経てかつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示板に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事長の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	工島 信広
副理事長	犬飼 和良
理事	水野 あつ子
監事	加藤 康夫
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年5月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次の額とする。

正会員	(1)入会金	無し
	(2)年会費	5,000円
賛助会員	(1)入会金	無し
	(2)年会費	2,000円
利用会員	(1)入会金	無し
	(2)年会費	5,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	工島 信広		無
副理事長	犬飼 和良		無
理事	水野 あつ子		無
監事	加藤 康夫		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

私たちは今、高齢化社会や障害者家族などへの対応に、多岐に渡る問題を抱えています。

特に、この20年ぐらいの高齢化社会に関する様々な問題解決に、ボランティア活動、市民運動、市民活動、市民事業を行っている団体相互の連携（情報の共有や業務連携など）、企業・行政の市民活動団体支援制度の創出が急務となっています。

こうした状況の下、静岡県におけるNPO活動の推進を図るため、県内各地域相互の連携機能を中心に特定非営利活動法人静岡家族信託支援センターを設立することとなりました。

特定非営利活動法人静岡家族信託支援センターは、高齢者や障害者とその家族、及び支援者、関係者、県民に対して、相続、遺言、家族信託等の準備情報を、相談会、講演会、セミナー等の活動事業を通じて、ますます進む高齢化社会において予防、解決の知識を広く普及させ、安心・安全な社会の実現に寄与することを目的とします。

2 申請に至るまでの経過

令和7年9月 特定非営利活動法人化のための勉強会開催

令和7年10月 発起人会開催

令和7年10月 設立総会開催

令和7年10月31日

特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター
設立代表者 氏名 工島 信広

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの方々に知っていただくため、法人の活動内容について積極的な広報活動を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 生前契約に関する家族信託・セミナー開催・紹介・事務処理支援及び検証事業	・各種セミナー等の企画・開催・運営を行う。 ・支援を必要とする方の情報収集を行い、安心して利用できるサービス等の企画・開発を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 3人	—	90
② 高齢者等の権利擁護・財産管理等の支援事業	・支援を必要とする方のために、事務及び財産管理の支援を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 3人	(D) 当事業に関心のある一般市民や会員 (E) 10人	3.5
③ 相続・遺言・成年後見、その他に関する士業・専門家紹介	・支援を必要とする方のために、適切な専門家の紹介を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 1人	(D) 紹介を希望する方 (E) —	5
④ 相続等による空き家に関する相続、専門家紹介	・支援を必要とする方のために、適切な専門家の紹介を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 1人	(D) 紹介を希望する方 (E) —	5
⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・ホームページやチラシ・パンフレットを作成・配布し、多くの方々に周知していく。	(A) 通年事業 (B) 静岡市内 (C) 3人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	3.5

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの方々に知っていただくため、法人の活動内容について積極的な広報活動を引き続き行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施 予定日時 (B) 当該事業の実施 予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 生前契約に関する家族信託・セミナー開催・紹介・事務処理支援及び検証事業	・各種セミナー等の企画・開催・運営を行う。 ・支援を必要とする方の情報収集を行い、安心して利用できるサービス等の企画・開発を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 3人	—	90
② 高齢者等の権利擁護・財産管理等の支援事業	・支援を必要とする方のために、事務及び財産管理の支援を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 3人	(D) 当事業に関心のある一般市民や会員 (E) 10人	3.5
③ 相続・遺言・成年後見、その他に関する士業・専門家紹介	・支援を必要とする方のために、適切な専門家の紹介を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 1人	(D) 紹介を希望する方 (E) —	5
④ 相続等による空き家に関する相続、専門家紹介	・支援を必要とする方のために、適切な専門家の紹介を行う。	(A) 通年事業 (B) 当事務所等 (C) 1人	(D) 紹介を希望する方 (E) —	5
⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	・ホームページやチラシ・パンフレットを作成・配布し、多くの方々に周知していく。	(A) 通年事業 (B) 静岡市内 (C) 3人	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	3.5

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費		50,000	
賛助会員受取会費			
利益会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 事業収益			
セミナー事業収益	100,000		
信託契約書等収益	450,000	550,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	40,000		
施設等利用費用	80,000		
その他経費計		120,000	
事業費計			120,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
その他経費計	50,000	50,000	
管理費計			50,000
経常費用計			170,000
当期経常増減額			430,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			430,000
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			430,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人 静岡家族信託支援センター
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費		50,000	
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
利益会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3 事業収益			
セミナー事業収益	100,000		
信託契約書等収益	450,000	550,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	40,000		
施設等利用費用	80,000		
その他経費計		120,000	
事業費計			120,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
その他経費計	50,000	50,000	
管理費計			50,000
経常費用計			170,000
当期経常増減額			430,000
III 経常外収益			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			430,000
前期繰越正味財産額			430,000
次期繰越正味財産額			860,000